

令和7年度答申第10号
令和8年1月14日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市情報公開審査会
会長 井川 信子 印

公文書の非開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和6年8月23日付け松街区第80号をもって諮問のあった公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和5年9月13日付け公文書開示請求書により、「令和元年10月～12月に実施された新松戸駅東側地区土地区画整理事業審議委員会委員選挙について 選挙に係る地権者（有権者）登録をした者の中で、地権者が所有する最小の土地面積がわかる文書。なお、個人情報の住所・氏名は不要。面積のみです。」について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和5年9月27日付け公文書非開示決定通知書により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年9月29日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和6年9月9日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件審査請求の理由
ア 本件事業の審議委員の任期は、5年である。廃棄した正当な理由とは。
イ 本件は、面積の数値のみを求めたものである。
ウ この数値を公にすることは、地権者適格の目安になる有益な情報である。
エ 議会において、地権者個人の土地面積及び本件事業の意向を公言した。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 本件処分の理由について

本件において審査請求人の求める開示請求文書は、令和元年10月～12月に実施された新松戸駅東側地区土地区画整理事業審議委員会委員選挙に係る地権者（有権者）登録をした者の中で、地権者が所有する最小の土地面積がわかる文書であるが、処分庁では当該文書を当初より作成しておらず、保有もしていない。

よって、本件処分中「開示しない理由」にも示したとおり、処分庁において文書は不存在のため、条例第10条第2項の規定により公文書非開示決定を行ったものである。

イ 審査請求の理由に対する意見

本件審査請求について、審査請求人は文書を廃棄した理由を問うている（3(2)ア）が、4(2)アで述べたとおり処分庁は当該文書を当初より作成及び保有しておらず、審査請求人の主張するように廃棄をしたものではない。

3(2)イについては争いが無いが、本件処分の正当性には影響のない主張である。

3(2)ウについては審査請求人の意見にすぎず、やはり本件処分の正当性には影響のない主張である。

3(2)エについては職員の市としての過去の発言を指すものと思料されるが、当該文書の有無には関連がなく、文書が存在しない事実には変わりはない。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

開示請求の手続きにおいては、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」（条例第6条第1項第2号）を記載し、処分庁は記載内容に基づき文書の特定を行う。開示請求者は、一般的に行政事務に通じていないことが多いことから、公文書を特定するに足りる事項を的確に記載することが困難な場合があるため、処分庁は、条例第1条記載の目的の趣旨に鑑み、請求者の権利を最大限尊重し、文書の特定を行う必要がある。（条例第3条第1項）

本件において開示請求のあった文書は、「令和元年10月～12月に実施された新松戸駅東側地区土地区画整理事業審議委員会委員選挙について選挙に係る地権者（有権者）登録をした者の中で、地権者が所有する最小の土地

面積がわかる文書。」であるが、処分庁はかかる文書は不存在であるとしたのに対し、審査請求人は、新松戸駅東側地区土地区画整理事業に伴う権利の申告について提出された「借地権以外の権利の申告書」の項目により、地権者が所有する最小の土地面積が分かることから、かかる文書を開示すべき旨主張している。

当審査会において、処分庁に対して意見聴取を行い、改めて確認したところ、処分庁においてそのような文書は存在していないという処分庁の説明には合理性が認められた。よって、不存在により不開示とした処分庁の判断は妥当である。

6 結論

以上により、審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断する。当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 8月23日	諮問書の受理
令和 7年 8月20日	第1回審査会（諮問の報告・審議）
令和 7年10月 6日	第2回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年11月13日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和 7年12月10日	第4回審査会（審議）
令和 8年 1月14日	第5回審査会（審議）